

5. (内定辞退等および早期退職時の返金) ←

1. 採用者が甲に対する労務または役務の提供を開始しないこととなった場合または入社日から6か月以内に、適法な甲の規定に基づく懲戒解雇もしくは採用者の自己都合による退職その他契約終了（以下総称して「退職」という）に至った場合、甲は、乙に対し、労務または役務の提供を開始しないこととなった日または退職日から2週間以内に、その旨を裏付ける資料とともに書面により通知するものとする。ただし、当該通知が退職日から2週間より後に乙に到達した場合、到達した日を退職日とみなし、当該通知が入社日から6か月2週間以内に乙に到達しなかった場合、採用者は入社日から6か月以内には退職しなかったものとみなす。←
2. 採用者が入社日から6か月以内に退職に至った場合、乙は、甲に対し、入社日から退職日までの期間に応じて、以下の各号に定める金員を、退職日の属する月の翌月末日までに返還する。支払手数料は乙の負担とする。←
 - (1) 退職日が入社日から1か月以内の場合 当該採用者に係る本業務遂行の対価の80%に相当する金額（税抜）←
 - (2) 退職日が入社日から3か月以内の場合 当該採用者に係る本業務遂行の対価の50%に相当する金額（税抜）←
 - (3) 退職日が入社日から6か月以内の場合 当該採用者に係る本業務遂行の対価の10%に相当する金額（税抜）←
3. 甲および乙は、前条の対価支払債務と、対価支払債務の発生日の属する月の末日までを退職日とする前項の返還金支払債務を対当額で相殺できるものとする。←